



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2017年3月14日

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村洋一

同 紙谷雅子

同 芹澤 齊

同 升味佐江子

山城博治氏の速やかな釈放を求める声明

沖縄の基地機能の強化に反対する市民運動を進めてきた山城博治氏(沖縄平和運動センター議長。(以下「山城議長」という。))が、4か月に及ぶ長期の勾留を強いられている。山城議長は、昨年10月17日、東村高江のヘリパッド建設工事現場での有刺鉄線切断という抗議活動により器物損壊罪で準現行犯逮捕され、その3日後、沖縄防衛局職員に対する公務執行妨害罪と傷害罪で再逮捕され、さらに、11月末には、ほぼ10か月前の辺野古新基地建設反対運動の際のコンクリートブロック積み上げによる威力業務妨害罪で3度目の逮捕をされ、今日まで保釈が認められていない。そればかりか、本年3月13日までの約4か月半にわたって、家族との面会さえも認められなかった。このような長期勾留は、基本的人権の尊重、法の支配および国際協調主義を国是とする日本国においては、国内法的にも国際人権法の観点よりしても許されない。

まず、国内法上の問題を指摘したい。憲法の「迅速な公開裁判を受ける権利」(37条1項)の保障をうけて、刑事訴訟法60条は被告人を勾留することができる場合を限定的に列挙し、勾留期間も原則として公訴提起後2か月とし、例外としての更新についても慎重な配慮を加えている。今回の逮捕が準現行犯逮捕であり、しかも現場での抗議活動の様子は当局により写真撮影がなされていること、山城議長の行為は抗議活動に通常随伴する種類・程度のものであり、通常ならば起訴後に釈放されることの多い犯罪類型であること等に鑑みると、山城議長のケースは、刑事訴訟法60条1項各号の定める勾留の要件(住所不定、罪証隠滅・逃亡のおそれ)を充たしておらず、保釈請求を拒む理由も成り立たな

い。

次に、国際人権法の観点から問題を見てみよう。市民的及び政治的権利に関する国際規約 9 条 1 項は、「何人も、恣意的に……抑留されない」と定めている。

「恣意的な抑留」とは、国連規約人権委員会のコメントによれば、抑留が「合理性」「必要性」「比例原則適合性」を欠いている場合である。今回の山城議長の長期勾留は、前述したように、この三つの要素をいずれも欠いているから「恣意的な抑留」に該当する。また、同条 3 項は、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはなら〔ない〕」とし、例外的に許されるのは「裁判その他の司法上の手続」等への被告人の出頭を確保するためと明示している。このように見てくれば、山城議長に対する長期勾留が国際人権規約（自由権規約）に違反することも明らかである。

このことは、国際人権法の進展を考慮するとき、一層明らかになる。というのは、1988 年の国連総会で採択された、39 の原則を含む「被拘禁者人権原則」——これはさらに 122 の規則から成る「国連被拘禁者処遇最低基準規則」により細則化が進められている。——は、「あらゆる形態の拘禁又は受刑のための収容状態にあるすべての人の保護のために適用される」としたうえで、原則 15 は、「拘禁された者又は受刑者と外部、特に家族や弁護人との間のコミュニケーションは、数日間以上拒否されてはならない」と定めているが、山城議長は 4 か月も家族と面会できなかった。また、原則 24～26 は、被拘禁者が医学的検査、治療、ケアを受ける権利を認めているが、健康状態が懸念されている山城議長がこのような処遇を受けているかは定かでない。

以上の点を踏まえると、異常かつ不当であり、違法ですらある今回の長期勾留は、山城議長のみならず、彼をリーダーとする沖縄の基地反対運動全体を政治的に弾圧するものと評されてもしかたのないものである。

これまでも自由人権や法の支配の尊重を求めて活動してきた当協会は、法の支配の原理を実現する任にある裁判所や検察庁が、国際的な人権保障の水準に立って、山城議長に対する身柄の拘束を速やかに解くための措置を講じるよう求める。